

レンタルスペース スペース賃貸御利用規約書

貸主：株式会社 FED（以下、「甲」という。）と、借主： 様（以下、「乙」という。）は、賃貸借契約を締結する事で 合意致します。

第1条 御利用場所

FAAM 〒141-0001 東京都品川区北品川 5-8-15 北品川ホームズ2F

第2条 御利用日時について

利用可能開始日時： 202 年 月 日 時 分から

利用可能終了日時： 202 年 月 日 時 分まで

ご利用可能です。

第3条 修繕、破損事故等について

利用時の機器修理・修繕・補修等が必要となった場合、その費用は内容を問わず乙の負担となります。美容室ならびに備付の設備の使用により乙に損傷が生じた時、甲は一切法的責任を負いません。また、利用者の障害やケガの賠償・費用も乙の負担となります。

第4条 契約終了後の明け渡し

利用終了後、乙は本件を直ちに現状に回復したうえ、これを甲に返還して頂きます。乙が 本件契約終了後、本件賃貸物件の明け渡しをしない時は、乙は甲に対し、本件明け渡しが済むまで30分ごとに11000円(税込)の利用料をお支払頂きます。

第5条 設備使用の損害について

本件ならびに、本件備付の設備の使用により、乙が第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の法的責任の有無に関わらず、損害を被った第三者に対して誠実に対応し、解決の為に要する一切の費用は乙が負担し、当該損害について甲は一切法的責任を負いません。

第6条 契約条件の疑義

本契約に定めのない事項が生じた時、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとします。

第7条 利用時の注意事項

乙は、本件を申告以外の目的での利用は出来ません。また本件スタジオの利用に当たっては、次の各項を厳守して頂きます。本契約の定めを守らない場合、規約に違反があった場合、その他信義則上契約の存続が困難な事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず に本契約を解除 致します。下記事項に違反して生じた損害について、乙は原状回復の為に 必要な費用の全額を負担して 頂きます。また原状回復にあたり機材を購入する場合は経年 劣化等は考慮せず、現行の商品で相当するものを代替え品としてご負担頂きます。下記の 項目は、必ず守って頂くようお願い致します。

1. スタジオの制約条件、機材備品についてよく理解しお使い下さい。
2. 盗難・トラブル等が発生した場合には利用者の責任で対処して頂きます。
3. 泥酔者、精神錯乱者、背信的悪意者、組織暴力団関係者は御利用頂けません。
4. 近隣に迷惑にならないよう大音量での音楽、発声等は調整して下さい。
5. スタジオ内と当店舗内での飲酒・喫煙は御遠慮ください。
6. ゴミは全て持ち帰り、終了時は清掃して下さい。
7. 建物共有部分や建物周辺での撮影・立ち歩き・たむろ・大声での打ち合わせ・歓談は 御遠慮ください。
8. 機材備品を持ち出し、紛失、破損ないよう善良な管理者の注意義務をもって取扱い下さい。
9. 使用終了時刻に完全撤収完了をしてください。

第8条 本営業の保証について

本件のレンタル返還後、乙の仕様の問題により本業である美容室の営業に著しい損害、もしくは営業が困難な事象が起きた場合は、上限を120日までとする営業売り上げを全額 負担して頂きます。営業売り上げの算出方法は、平日一律 15 万円、土日祝日 30 万円で計算 いたします。

第9条 日時変更・キャンセルについて

本件契約後、日時の変更など契約時の日時を変更する場合、またはキャンセルを乙が甲に申し出る場合は、メール、または書面にて前日までに申請し、キャンセル料として当日は100%、前日23:59まで75%、2日前は50%とします。以上、本契約成立の証として本書を一通作成し、乙は署名押印のうえPDFでご返送ください。

貸主(甲)

所在地:〒141-0001 東京都品川区北品川5-8-15 北品川ホームズ2F

株式会社 FED 栗原徹也

連絡先:03-5860-2661

借主(乙)

住所(法人の場合所在地):

氏名(法人名と代表者名):

連絡先:

印